

特別目的会社の連結範囲等に関する検討の中間取りまとめ

平成 25 年 3 月 29 日

企業会計基準委員会

目次	項
I. これまでの検討の経緯	1
II. 特別目的会社の連結範囲	9
1. 特別目的会社に対する支配力基準の適用について	9
2. 代理人の取扱いについて	17
3. 会社に準ずる事業体について（組合及び信託の取扱い）	24
III. 資産の流動化に関する会計基準等の見直し	28

- 本資料は、当委員会における、特別目的会社に関する連結の取扱いに関する現在までの検討状況を、中間的に取りまとめたものです。
- 本資料は、論点整理や公開草案のようなコメントの募集は行っていません。

I. これまでの検討の経緯

(テーマ協議会からの提言とその対応)

1. 平成17年12月に開催された第95回企業会計基準委員会において、テーマ協議会（現「基準諮問会議」）より、「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」が提言された。同提言においては、当時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、企業及び監査人の判断が相当に難しくなっている旨が記載され、特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備を早急に検討する必要があるとの問題提起がなされた。具体的には、以下のように、短期と中長期に分けてテーマが挙げられていた。

第10回テーマ協議会提言書「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の整備」（抜粋）

イ. 短期的なテーマ

- ① 特別目的会社の連結に関する事項
 - ・ 開発型の特別目的会社の連結上の取扱い
 - ・ 会社に準ずる事業体に関する連結上の取扱いの具体的な判定方法
 - ・ 特別目的会社への影響力基準の適用（関連会社に該当するか否か）
- ② その他の事項（特別目的会社に関する開示等）

ロ. 中長期的なテーマ

- ・ 特別目的会社に関する連結上の取扱いの根本的な考え方

2. この提言を受け、企業会計基準委員会では平成18年2月に特別目的会社専門委員会（現「連結・特別目的会社専門委員会」以下「専門委員会」という。）を設置し、これらのテーマに関する検討を開始した。
3. 検討にあたり、専門委員会の設置当時、我が国の特別目的会社の取扱いについては様々な意見や見方があり、国際的にも特別目的会社の連結について議論が進められていたことから、当委員会では、平成19年3月に当面の対応として、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を公表し、特別目的会社の連結に関する特則¹の要件を満たした特別目的会社に関する一定の開示を求めることとした。

¹ 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」「三特別目的会社の取扱い」においては、以下のように定められている。

「特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第2項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特

4. その後、当委員会では、平成 21 年 2 月に、国際会計基準審議会（IASB）での当時の検討状況を踏まえた上で、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表し、寄せられたコメントを踏まえながら検討を進めていた。しかしながら、IASB における連結範囲に関する会計基準の開発が当初の予定よりも大幅に遅れる見通しとなった。このため、特別目的会社に関する連結の取扱いの包括的な改正に向けた検討に先がけて、参考人質疑等を実施して実務上のニーズを把握した上で、特別目的会社の連結に関する特則について、設定当時の趣旨を踏まえ、資産の譲渡者のみに適用されるよう、平成 23 年 3 月に短期的対応として企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）の改正を行った。

（IFRS 第 10 号の支配の考え方に関する検討）²

5. 平成 23 年（2011 年）5 月に、IASB より、国際財務報告基準（IFRS）第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）が公表された³。専門委員会では、IFRS 第 10 号の公表以降、仮に我が国で IFRS 第 10 号の支配の考え方を取り入れた場合に生じ得る論点の検討を行ってきた。特に、上述の短期的対応を審議する過程で寄せられた、特別目的会社に対する支配力基準の具体的な適用が明確ではないとする意見や、代理人の取扱いも同時に見直すべきとの意見なども踏まえ、IFRS 第 10 号の支配概念の特別目的会社に対する適用や代理人に関する論点について検討を行ってきた。

（これまでの検討の整理）

6. 当委員会では、我が国における会計基準を改善していくためには、特別目的会社の連結に関する特則に対する問題意識への対応など、特別目的会社の連結範囲に関する取扱

別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、上記一にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。」

² 専門委員会では、IFRS 第 10 号の支配の考え方の全体像を理解するため、議決権又は類似の権利を通じた支配（潜在的議決権の取扱いや、議決権の過半数を伴わないパワーを含む。）に関する論点の検討、及び特別目的会社のように議決権又は類似の権利が支配の決定要因とならない場合の支配に関する論点の検討を行った。その後、平成 24 年 7 月開催の当委員会における審議では、特別目的会社の連結範囲に関する問題意識を挙げる意見が多く聞かれた。これを受け、今回は特別目的会社の連結範囲に関する検討状況を中心に取りまとめることとした。

³ なお、IASB が公表している IFRS 第 10 号等に関するフィードバック・ステートメント（2011 年 5 月公表 2012 年 1 月改訂）においては、組成された企業（又は変動持分事業体）に関する連結のガイダンスについて、（米国財務会計基準審議会（FASB）が代理人のガイダンスを承認するかどうかにもよるが）IFRS 第 10 号は米国基準と基本的に整合していると考えている旨の記述がある。

いを引き続き検討することが必要であると考えている。また、国際的な会計基準の改訂に対応することが、我が国における会計基準の改善につながるかどうかを見極めるために、引き続き IFRS 第 10 号の支配の考え方に関する検討を進めていくことが重要であると考えている。

7. 当委員会では、専門委員会での検討が長期間にわたっていることから、今般、今後の会計基準の開発に向けた検討に資するよう、我が国において、仮に IFRS 第 10 号の支配の考え方を取り入れた場合に生じ得る論点を、設例を交えて個別に検討してきた現在までの検討状況について、中間的に取りまとめておくこととした。合わせて、特別目的会社の連結範囲と関連の深い資産の流動化に関する会計基準等の見直しについても、これまでの検討状況を取りまとめることとした。

なお、「Ⅱ. 特別目的会社の連結範囲」の「3. 会社に準ずる事業体について（組合及び信託の取扱い）」、及び「Ⅲ. 資産の流動化に関する会計基準等の見直し」については、IFRS 第 10 号公表以降検討が進められていないものの、特別目的会社に関する連結の取扱いとの関連を考慮し、過去の検討経緯等を記載している。

8. 以下では、理解を深めるために設例に基づく検討を行っているが、一定の前提条件に基づくものであり、IFRS 第 10 号の解釈を行うことを意図したものではない。

Ⅱ. 特別目的会社の連結範囲

1. 特別目的会社に対する支配力基準の適用について

論点

9. 専門委員会では、我が国における特別目的会社に対する支配力基準の根本的な考え方について、国際的な会計基準の開発の動向を踏まえつつ検討を進めてきた。平成 23 年（2011 年）5 月の IFRS 第 10 号公表後においては、仮に我が国において IFRS 第 10 号の支配の考え方を取り入れた場合に、どのような論点が生じ得るかの検討を行ってきた。

以下では、今後の検討に資するよう、これまでの検討の中で識別された検討を要する事項も整理している。

我が国の会計基準における取扱い

10. 我が国における会計基準では、親会社を以下の要件を満たす企業として定めている⁴（連結会計基準第 7 項）。

⁴ ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない、とされている。

- (1) 他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業
 - (2) 他の企業の議決権の 40/100 以上、50/100 以下を自己の計算において所有している企業であって、以下の要件を満たす企業
 - ① 緊密者と同意者⁵が所有している議決権と合わせて、議決権の過半数を占めている。
 - ② 過去又は現在の役員若しくは使用人で財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、意思決定機関の過半数を占めている。
 - ③ 重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在する。
 - ④ (緊密者からの融資と合計して) 資金調達額の過半について融資を行っている。
 - ⑤ その他意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する。
 - (3) 自己の計算において所有している議決権 (0%である場合を含む。) と、緊密者及び同意者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業
11. また、上記にかかわらず、一定の要件を満たした特別目的会社については、資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定するという特別目的会社の連結に関する特則 (連結会計基準第 7-2 項。以下「特則」という。) がおかれている。
12. この特則については、論点整理においても、テーマ協議会 (当時) からの提言を踏まえて論点として取り上げ、前述したように平成 23 年に短期的対応として見直しを行った。
13. この短期的対応の検討過程では、特則を廃止する案の検討も行ったが、この場合、資産の消滅の認識の会計処理も同時に見直す必要があると考えられ、また、当時指摘されていた問題の多くは特則を資産の譲渡者のみに適用することで対処できると考えられた (連結会計基準第 49-6 項)。このため、特則を廃止するかどうかは、引き続き検討課題となっている。

IFRS 第 10 号における取扱い

14. IFRS 第 10 号は、事業を営む典型的な企業とそれ以外の企業に区別せず、全ての投資先に適用する単一の基礎 (支配) を設けている⁶。投資者は、①投資先に対するパワー、②投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利及び③投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力の 3 つの

⁵ 緊密者は、自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者を指し、同意者は、自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者を指す (連結会計基準第 7 項 (2) ①)。

⁶ ただし、連結財務諸表の作成を免除されている企業及び国際会計基準 (IAS) 第 19 号「従業員給付」が適用される退職後給付制度等には適用されない (IFRS 第 10 号第 4 項)。

要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配しているとされている（IFRS 第 10 号第 7 項）。

15. さらに、IFRS 第 10 号では、投資者は、支配の判定にあたっては、以下の(1)から(5)（IFRS 第 10 号 B3 項他）とともに、他の当事者との関係の内容⁷を考慮することが求められている（同 B4 項）。

(1) 投資先の目的及び設計

支配の判定に際し、関連性のある活動を識別し、当該活動を指図する権利を誰が有しているか、及び当該活動から生じるリターンを誰が受けるか等を把握するため、投資先の目的と設計を考慮する。

(2) 関連性のある活動は何か、及び当該活動に関する意思決定がどのように行われるか

関連性のある活動とは、投資先の活動のうち投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動である（例：財又はサービスの販売及び購入、金融資産の存続期間中における管理（債務不履行時を含む）等）。

投資先における異なる関連性のある活動について、複数の当事者が各活動を指図する権利を有する場合には、リターンに最も重要な影響を及ぼす活動を指図する現在の能力を有する投資者がパワーを有するとされている。

(3) 投資者の権利が、関連性のある活動を指図する現在の能力を投資者に与えているかどうか

投資者は、関連性のある活動を指図する現在の能力を与える既存の権利⁸を有している場合には、投資先に対するパワーを有しているとされている。また、議決権が決定的な要因とならないように設計されている場合には、パワーを与える権利を有しているかどうかを決定するために検討すべき多くの要因や指標が例示されている。

(4) 投資者が、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有しているかどうか

変動リターンは、固定ではなく、投資先の業績の結果として変動する可能性のあるリターンであり、正及び負の値いずれにもなり得るとされている。リターンには、配当や投資価値の変動だけでなく、サービス業務の報酬、信用又は流動性の供与による

⁷ IFRS 第 10 号では、投資者の関連当事者（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義されている）に該当する等、投資者と一定の関係にある者は、事実上の代理人（de facto agents）に該当する可能性があるとし、投資者は、事実上の代理人と判断された者の意思決定権及び変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を、あたかも投資者自身が直接保有しているかのようにして考慮することが求められている（IFRS 第 10 号 B74 項他）。

⁸ 権利は実質的である必要があり、権利が実質的であるためには、保有者はその権利を行使する実質上の能力を有していなければならない。また、関連性のある活動の指図に関する決定が必要な時に行使可能であることも必要である、とされている（IFRS 第 10 号 B22、B24 項）。

報酬及び損失エクスポージャーや、営業上等のシナジーによるリターン等も含まれる。

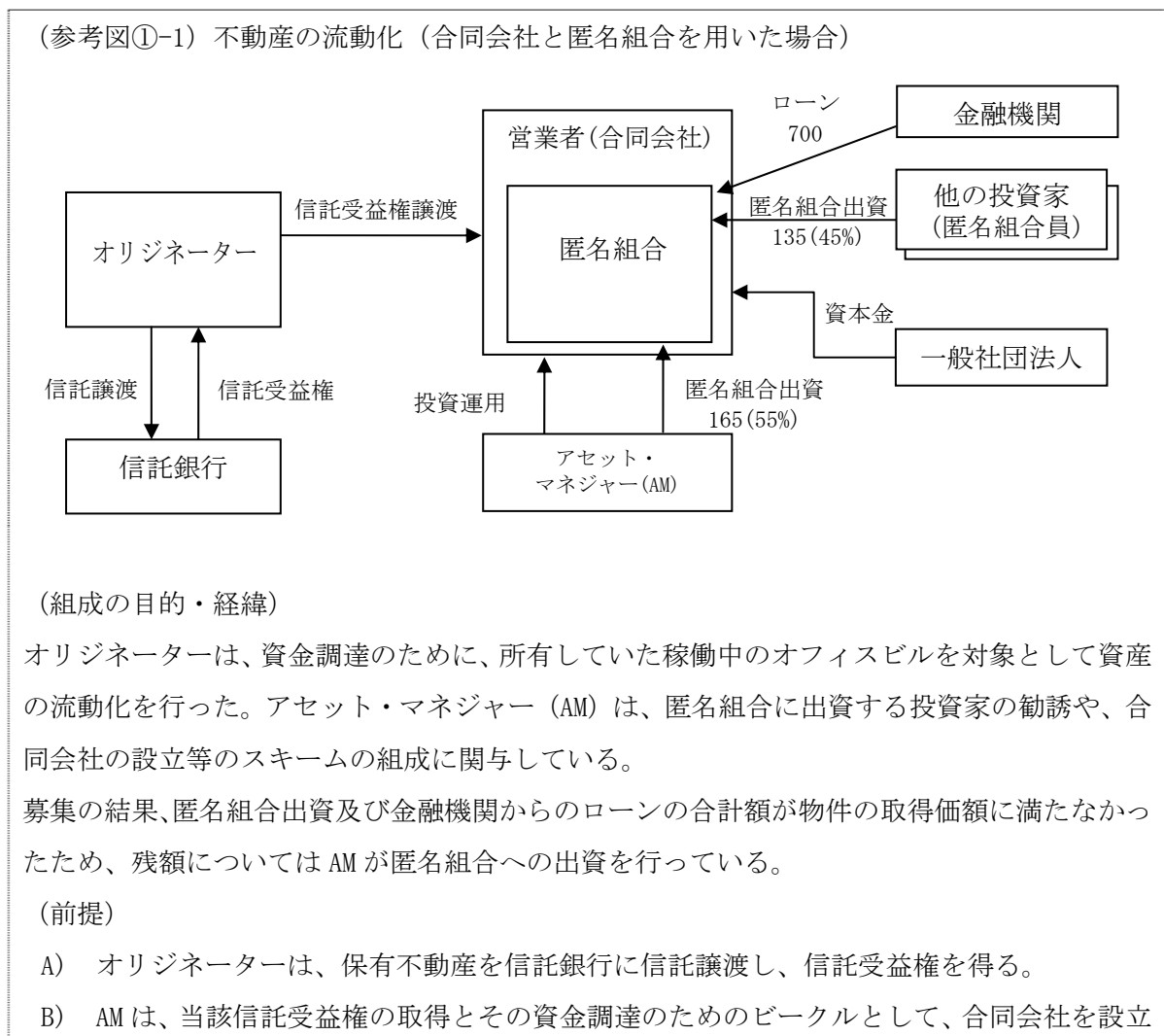
(5) 投資者が、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有しているかどうか

代理人の論点に関連するため、「2. 代理人の取扱いについて」参照。

検討の過程で識別された主な検討を要する事項

16. 専門委員会では、IFRS 第 10 号の理解を促進するため、我が国で一般的に見受けられると考えられる取引をイメージした設例に基づいて、以下の検討を行った。

設例 1-1：不動産の流動化⁹



⁹ 設例に参考図を付しているが、前提条件の理解の便宜を図るためのものであり、厳密な権利義務関係を表すことを意図したものではない。以下の設例も同様。

する。

C) 投資家は、合同会社を営業者とする匿名組合契約を締結する。AMとは関係のない投資家（互いに関係のない複数の投資家であり、個々の保有比率は1%以下である。）が135(45%)を出資し、AMは残りの165(55%)の匿名組合出資を行っている。また、合同会社は、金融機関からノンリコースローン700を調達する。

D) オリジネーターは、信託受益権を匿名組合（名義上は営業者）に売却する。なお、オリジネーターからの匿名組合出資はない。

E) 匿名組合は、不動産の賃料収入等を原資とする受益権配当をもとに金融機関に元利払いを行う。

（その他の特徴）

F) AMは、合同会社からの投資判断の一任を受け、合同会社に代わって、全ての投資意思決定（受益権の運用・処分）を行う。

G) AMは、提供サービスに見合った管理報酬を匿名組合から得る。

設例 1-1 に関する分析（匿名組合に対する支配の検討）¹⁰

関連性のあ る活動の識 別	<ul style="list-style-type: none">匿名組合のリターンは、不動産からの賃料収入、不動産の管理・維持費用及び不動産価値の変動によるリターンで構成される。リターンに重要な影響を及ぼす活動は、不動産の処分活動、テナントのリーシング活動、大規模修繕による不動産の維持管理活動などが考えられ、この設例では、これらすべてが関連性のある活動と判断される。
パワーの評 価	<ul style="list-style-type: none">営業者である合同会社は、AMに投資判断を一任していることから、これらの関連性のある活動を指図する能力（意思決定権限）を有するのはAMであると判断される。
リターンの 評価	<ul style="list-style-type: none">不動産価値の変動、不動産の管理・維持費用及び賃料収入の変動は、変動リターンに該当すると考えられる。金融機関及び匿名組合員は、このエクスポージャーに晒されている。AMに対する管理報酬も、上記の変動リターンに対する権利と考えられる。
パワーとリ	<ul style="list-style-type: none">AMは、スキームにおける全ての意思決定権限を有しており、解任権

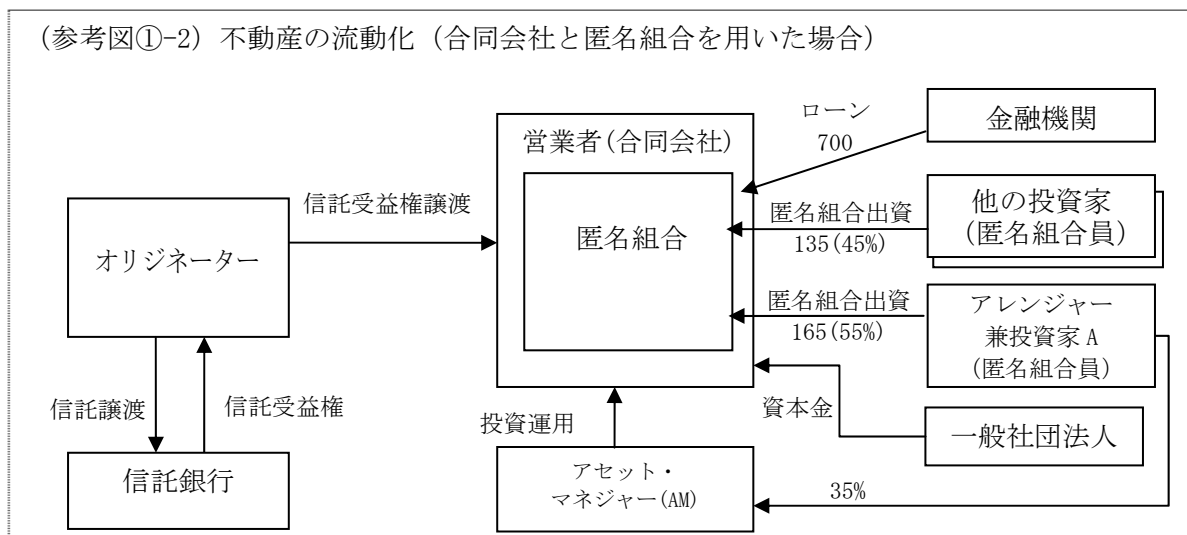
¹⁰ パワーとリターンの関連（代理人の評価）に関する検討状況については、「2. 代理人の取扱いについて」参照。

ターンの関連（代理人の評価）	¹¹ は設定されていない。管理報酬はサービスに見合ったものであるが、匿名組合に55%の出資を行っている。 以上より、この設例では、AMは本人と判断される。
結論	この設例では、AMが匿名組合を支配していると判断される。

識別された検討を要する事項

- (1) AMの出資比率がより小さい場合に、上述の結論と異なる判断¹²となることがあるか。これに加えて、特定の他の当事者の出資比率が高い場合にはどう判断されるか。
- (2) ノンリコースローン契約において設定されたコベナントに抵触した場合に、一部の権利（抵当権、物件を売却する権利及び大規模修繕への拒否権等）が金融機関に生じるケースにおいては、当該権利は常に防御的な権利と判断されるか¹³。また、金融機関が契約当初から上記の一部の権利を有している場合はどうか。
- (3) 資産の流動化に関する法律¹⁴（平成10年法律第105号）に基づき設立された特定目的会社を用いた場合に、追加で検討を要する点はあるか。また、結論が異なる場合はあるか。

設例 1-2：不動産の流動化②



¹¹ 解任権 (removal rights) は、「意思決定者から意思決定の権限を剥奪する権利」と定義されている。(IFRS 第10号 付録A)

¹² AMが支配していないとの結論となった場合に、当該匿名組合を支配している当事者が存在しないかどうかについても検討事項となり得る。

¹³ 実際に権利が生じた場合には、投資先を支配しているかどうか再判定が必要となる (IFRS 第10号 B80 項以下)。

¹⁴ 制定当初の名称は「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」。脚注2参照。

(組成の目的・経緯)

オリジネーターは、資金調達のために、所有していた稼働中のオフィスビルを対象として資産の流動化を行った。投資家 A はアレンジャーとしてスキームの組成に関与し、テナントリーシングを行っている。また、投資家 A (アレンジャー) は、当該投資対象を、一定期間運用した後にあらかじめ契約で定められた条件で売却するという内容で、投資家に匿名組合への出資を募り、自らも匿名組合出資を行っている。売却までの期間の投資対象の管理については、投資家 A (アレンジャー) の関連会社であるアセット・マネジャー (AM) を起用している。

(前提)

(ア) 以下の条件以外は設例 1-1 と同様。

(イ) AM は出資を行っておらず、代わりに投資家 A (アレンジャー) が 165 (55%) の匿名組合出資を行っている。(前提 C) を一部変更

(ウ) AM は投資家 A (アレンジャー) から 35% の出資を受けた関連会社である。

(エ) AM は、合同会社からの投資判断の一任を受け、合同会社に代わって、全ての投資意思決定 (受益権の運用・売却) を行うが、物件の売却のための主要な条件はあらかじめ契約で定められており、AM はその条件の範囲内で意思決定を行う。(前提 F) を一部変更

設例 1-2 に関する分析 (匿名組合に対する支配の検討)

関連性のあ る活動の識 別	<ul style="list-style-type: none">設例 1-1 と同様。
パワーの評 価	<ul style="list-style-type: none">物件の処分については、主要な条件はあらかじめ契約で定められており、投資家 A (アレンジャー) は、その契約条件の決定に関与している。当該契約条件の範囲内で物件売却の意思決定を行うのは、AM である。テナントのリーシング活動は、組成時のみ投資家 A (アレンジャー) が行うが、その後は AM が引き継ぐ。大規模修繕等の不動産の維持管理活動は AM が行う。AM は投資家 A (アレンジャー) の関連会社であり、この設例では、投資家 A (アレンジャー) の事実上の代理人と判断されている。投資家 A (アレンジャー) は、AM の有する意思決定権限及び変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を自らが直接保有しているかのようにして考慮する。

	以上より、この設例では、投資家 A（アレンジャー）がパワーを有すると判断される。
リターンの評価	<ul style="list-style-type: none"> 設例 1-1 と同様。
パワーとリターンの関連（代理人の評価）	<ul style="list-style-type: none"> AM は、投資家 A（アレンジャー）の事実上の代理人と判断されたため、支配の評価を行う目的上、AM が有する意思決定権限及び管理報酬を受け取る権利は、投資家 A（アレンジャー）が直接有しているものとして考慮される。 投資家 A（アレンジャー）は、AM の有する権利と合わせ、広範囲の意思決定権限を有している。 AM（支配の評価の目的上は、投資家 A（アレンジャー））の受け取る管理報酬はサービスに見合ったものである。 投資家 A（アレンジャー）は、自ら匿名組合に直接 55%の出資を行っている。 <p>以上より、この設例では、投資家 A（アレンジャー）は本人と判断される。</p>
結論	この設例では、投資家 A（アレンジャー）が匿名組合を支配していると判断される。

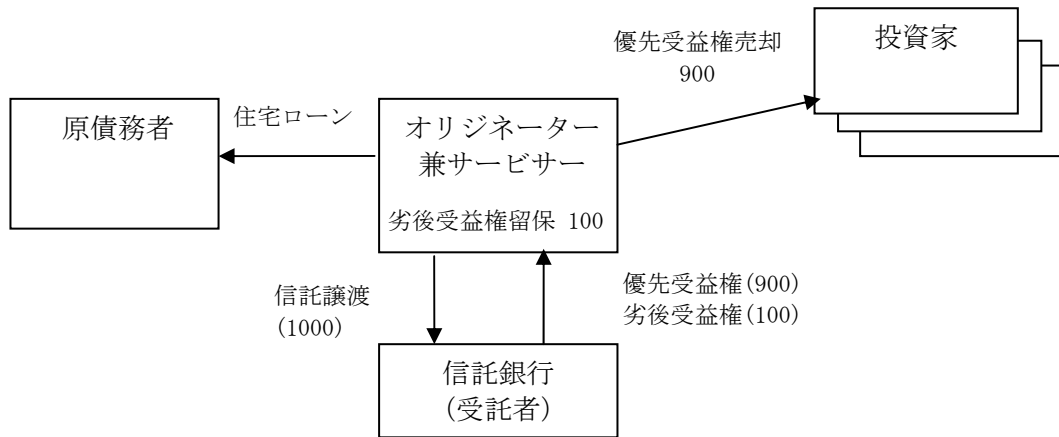
識別された検討を要する事項

- 他の条件が同一の場合で、投資家 A（アレンジャー）の出資比率がより小さい場合に、上述の結論と異なる判断となることがあるか。
- この設例では、AM は投資判断について一任を受けているが、AM が投資助言業務¹⁵を行っている場合でもパワーを与える実質的な権利と判断されることがあるか（18 ページ 識別された検討を要する事項(1)参照）。

¹⁵ 投資顧問契約を締結して顧客に対して投資判断に関する助言を行う業務を、金融商品取引法上、「投資助言業務」と定義している（金融商品取引法第 28 条第 6 項）。

設例 2：住宅ローンの証券化

(参考図②¹⁶) 住宅ローンの証券化



(組成の目的・経緯)

オリジネーターは、自らの資金効率を向上させるため、保有する住宅ローンを証券化し、顧客である投資家に販売した。そして、自らサービサーとして、投資家に対し債権回収サービスを提供している。

(前提)

- A) オリジネーター（金融機関）を委託者とし、信託銀行を受託者とする信託契約を締結し、住宅ローン債権（1000）を受託者に信託譲渡する。
- B) 受託者は、信託受益権（優先受益権（900）及び劣後受益権（100））を委託者に交付する。
- C) 委託者は、取得した信託受益権のうち、優先受益権（固定利率であり、証券化時点の市場利回りを考慮して決定されている。格付け AAA）を、アレンジャー（証券会社等）を通じて、複数の投資家に販売する。
- D) サービサーは、オリジネーターが兼務している。オリジネーター（サービサー）は受託者から対象債権の回収業務の委託を受け、原債務者から返済金を回収する（スペシャル・サービサーは設置されておらず、デフォルト債権の管理を含め、オリジネーター（サービサー）が全ての債権回収を行う。）。
- E) 受託者は、投資家に対し、回収金額から信託配当及び信託元本相当額を支払う。

¹⁶ 参考図②は、一般社団法人流動化・証券化協議会ウェブサイトにおける RMBS スキーム図をもとに作成。なお、前提条件の記述は、FASB による会計基準のコード化体系（FASB-ASC）SubTopic810-10-55-160 Case F: Residential Mortgage-Backed Securitization も参考にしている。

(その他の特徴)

- F) 優先受益権は、投資家に対し、信用リスク、期限前償還リスク及び公正価値変動リスクのある債権プールへの投資として販売される。ただし、期限前償還リスク及び公正価値変動（金利）リスクは小さいと判断されている。
- G) 劣後受益権は、信用リスクに関するファースト・ロスを負担する（信用補完）。
- H) 信託の活動は、信託契約等であらかじめ特定されている。債権のデフォルトが合理的に予見可能となるか、デフォルトが発生するまで信託側で重大な決定は通常求められない。
- I) サービサー報酬は、債権残高の一定割合としてあらかじめ決定され、提供されるサービスに見合っていると評価されている。

設例 2 に関する分析（信託に対する支配の検討）

関連性のある活動の識別	<ul style="list-style-type: none">信託（受益権）からの主なリターンは、原資産（住宅ローン）からのリターンである（信用リスク、期限前償還リスク及び公正価値変動リスクなどによる変動リスクが含まれるが、期限前償還リスク及び公正価値変動（金利）リスクは小さいと判断されている。）。この設例では、関連性のある活動は、住宅ローンのデフォルト時の債権の管理と判断される。
パワーの評価	<ul style="list-style-type: none">信託の設計から、オリジネーターは、サービサーとして、リターンの改善等、デフォルト又はデフォルトが合理的に予見可能となった資産を管理する能力を有する（意思決定権限の行使が必要なときに行使できる。）と判断される。したがって、この設例では、関連性のある活動を指図する現在の能力（すなわち、パワー）は、オリジネーターが有していると判断される。
リターンの評価	<ul style="list-style-type: none">住宅ローンの信用リスクに起因するリターンは変動リターンに該当する。オリジネーターは劣後受益権の保有を通じて、この変動リターンから生じるエクスポージャーに晒されている。投資家は、優先受益権の保有を通じて、劣後受益権が負担できる金額を超える場合の、変動リターンから生じるエクスポージャーに晒されている。
パワーとリターンの関連（代理人	<ul style="list-style-type: none">この設例では、オリジネーターは、サービサーとして、一定の意思決定権限を有し、劣後受益権を保有する。また、他の当事者による解任権の定めもないことから、この設例では、オリジネーターは本人と判

の評価)	断される。
結論	この設例では、オリジネーターが信託を支配していると判断される。

識別された検討を要する事項

- (1) オリジネーターとは関係のないサービサーが別に存在する場合において、契約上、サービサーのパフォーマンスが一定水準に満たないときにオリジネーターによって解任権が発生する場合¹⁷はどのような判断となるか。
- (2) 我が国の信託法上の「信託」が会社に準ずる事業体に該当するかどうかについて、別途検討する必要がある（「3. 会社に準ずる事業体について（組合及び信託の取扱い）」参照）。

2. 代理人の取扱いについて

論点

17. 我が国では、IFRS 第 10 号のような包括的な代理人関係の取扱いを定めた会計基準がないため、多様な取組み形態があるアセット・マネジャー等の連結判定を行うにあたっては、判断が困難な場合があるという指摘がある。また、平成 23 年における連結会計基準の短期的対応の過程において、現行の会計基準では必ずしも明確ではない、他人のために企業の行動を指示するような代理人の取扱いについても同時に見直すべきであるという意見が出されていた。

当委員会では、代理人の取扱いについては、IASB で開発中であった連結財務諸表に関する会計基準とのコンバージェンスの中で検討を行うことが適当であると考えた。また、代理人の取扱いは、特則の対象に限らず連結範囲の決定に広範に影響が及ぶ可能性があることから、平成 23 年の改正では取り扱わないこととし、会計基準のコンバージェンスの観点から、引き続き検討していくこととした（連結会計基準第 49-6 項）。

18. なお、論点整理後の検討においては、支配力基準の具体的な適用を検討していくにあたり、パワーの要素があってもリターンの要素がない場合（代理人として機能している場合）には、支配が存在しないと考えられることから、IASB 公開草案「連結財務諸表」を参考にして、代理人の定義を設け、当該定義に該当する具体的な要件（成功報酬を得る場合や、出資も同時に行う場合の考え方）を定めることを検討した。

19. IFRS 第 10 号公表後は、代理人の判定にあたり、IFRS 第 10 号で規定されている 4 つの

¹⁷ 実際に解任権が発生した場合、投資先を支配しているかどうかの再判定が必要となる（IFRS 第 10 号 B80 項以下）。

要因（第 22 項参照）の評価について、設例をもとに検討を行った。以下では、これまでの検討の過程で識別された検討を要する事項も整理して取りまとめている。

我が国の会計基準における取扱い

20. 上述のとおり、我が国において包括的に代理人の取扱いを定めた会計基準はない¹⁸。

IFRS 第 10 号における取扱い

21. IFRS 第 10 号においては、支配の 1 要素として、投資者は、投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力（パワーとリターンの関連）（IFRS 第 10 号第 7 項(c)）を有していることが求められている。

22. また、意思決定者は、自らが代理人かどうかを決定する際に、意思決定者、管理されている投資先、及び他の当事者との間の全体的な関係¹⁹、特に(1)投資先に対する意思決定権限の範囲、(2)他の当事者が保有している権利、(3)報酬契約に従って得る権利のある報酬及び(4)投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャーの 4 つの要因をすべて検討することが求められている。また、これらの要因は、特定の事実及び状況に基づき、それぞれの要因に異なるウェイト付けを適用しなければならないとされている（IFRS 第 10 号 B60 項他）。

(1) 投資先に対する意思決定権限の範囲

法令や契約で定められている活動や、当該活動に対する意思決定者の裁量の範囲を考慮する。例えば、ファンド・マネジャーが、資産の購入や売却等の意思決定において有している裁量の範囲を考慮する。裁量の幅が大きければ本人である可能性が高くなる。

(2) 他の当事者が保有している権利（解任権など）

他の当事者が保有する実質的な権利が、投資先の関連性のある活動を指図する意思決定者の能力に影響を及ぼすか否かを考慮する。解任権は、単一の当事者が実質的な解任権を保有していて、理由なしに意思決定者を解任できる場合には、それだけで意思決定者が代理人であると結論を下すのに十分なものとなる。また、意思決定者を解任する権

¹⁸ なお、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 20 号」という。）Q2 A(2)業務執行者の執行する業務が管理業務に準ずる業務であることが明らかであると認められる場合の定め等、個別に同様の定めが置かれている場合がある。

¹⁹ なお、IFRS 第 10 号 BC130 項には、「当審議会は、（中略）代理人は、より広い受託者責任による他の当事者の利益ではなく、パワーを委任した当事者（すなわち、本人）の利益を最優先にして行動する義務があることを明確にした。当審議会は、支配を判定する目的上、法律又は契約により他の当事者の利益を最優先にして行動する義務のある当事者のすべてが代理人になると判断するのは適切でないと考えた。」と記載されている。

利を行使するために一緒に行動する必要のある当事者の数が多いほど、また、意思決定者の他の経済的関与（すなわち、報酬その他の関与）の規模と変動性が大きいほど、意思決定者が代理人かどうかの総合判断に際し、この要因へのウェイトを低くしなければならない。

(3) 報酬契約に従って得る権利のある報酬

①意思決定者の報酬が、提供するサービスに見合っているか、②報酬契約が独立第三者間取引条件で交渉される類似のサービス及び技量の水準に関する取決めにおいて通常示される契約条件又は金額のみであるか、を考慮する。これらの2つの条件を満たさない限り、意思決定者は代理人には該当しないこととなるが、2つの条件を満たすことのみをもって代理人であると結論付けられるとは限らない。意思決定者の報酬の規模とそれに関する変動性が、投資先の活動から期待されるリターンと比較して相対的に大きいほど、意思決定者が本人である可能性が高い。

(4) 投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャー

投資先に対する他の関与（例えば、投資先への投資又は投資先の業績に関する保証の提供）を有している意思決定者は、当該関与により生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーを、自らが代理人かどうかを判定する際に考慮する。投資先に対する他の関与の保有は、意思決定者が本人である可能性を示す。他の関与により生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーの評価においては、以下の2点を考慮する必要がある。

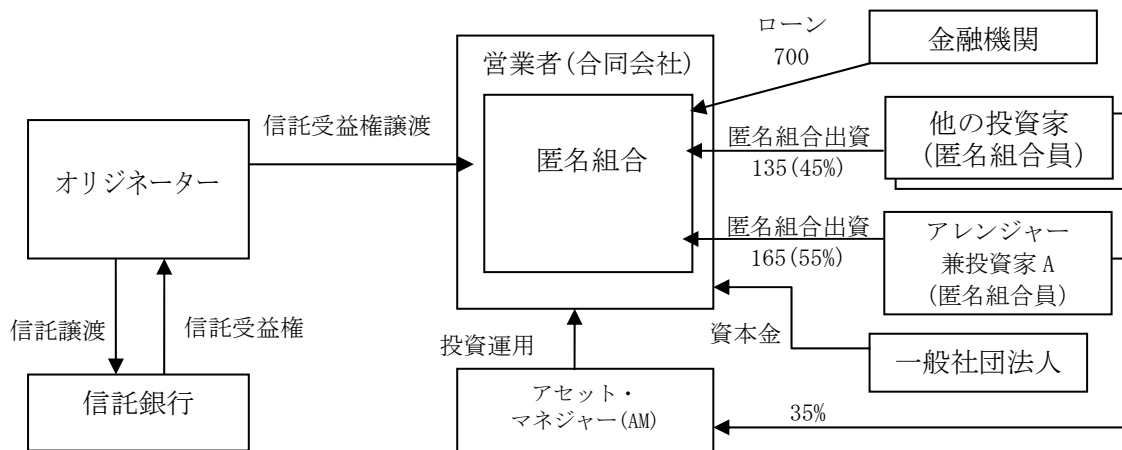
- ① 意思決定者の経済的関与（報酬及び他の関与を合計で考慮する。）の規模とそれに関する変動性が大きいほど、意思決定者が本人である可能性が高い。
- ② リターンの変動性へのエクスポージャーが他の投資者のものと異なっているかどうか。また、異なっている場合には、これが自らの行動に影響を及ぼし得るかどうか。例えば、意思決定者が投資先に対する劣後持分を有している場合や、他の形で信用補完を提供している場合には、意思決定者は本人に該当する可能性がある。

検討の過程で識別された主な検討を要する事項

23. IFRS 第10号公表後の検討においては、IFRS 第10号の設例等を参考に作成された設例を用いた分析を行い、どのような場合に意思決定者が本人又は代理人となるかに関する検討を行った。

設例 1-2：不動産の流動化②

((再掲) 参考図①-2) 不動産の流動化 (合同会社と匿名組合を用いた場合)



(組成の目的・経緯)

オリジネーターは、資金調達のために、所有していた稼働中のオフィスビルを対象として資産の流動化を行った。投資家 A はアレンジャーとしてスキームの組成に関与し、テナントリーシングを行っている。また、投資家 A (アレンジャー) は、当該投資対象を、一定期間運用した後にあらかじめ契約で定められた条件で売却するという内容で、投資家に匿名組合への出資を募り、自らも匿名組合出資を行っている。売却までの期間の投資対象の管理については、投資家 A (アレンジャー) の関連会社であるアセット・マネジャー (AM) に委託している。

(前提)

- (ア) 以下の条件以外は設例 1-1 と同様。
- (イ) AM は出資を行っておらず、代わりに投資家 A (アレンジャー) が 165 (55%) の匿名組合出資を行っている。(前提 C) を一部変更
- (ウ) AM は投資家 A (アレンジャー) から 35% の出資を受けた関連会社である。
- (エ) AM は、合同会社からの投資判断の一任を受け、合同会社に代わって、全ての投資意思決定 (受益権の運用・売却) を行うが、物件の売却のための主要な条件はあらかじめ契約で定められており、AM はその条件の範囲内で意思決定を行う。(前提 F) を一部変更

設例 1-2 に関する分析²⁰ (AM から見た場合)

- | | |
|-------|-----------------------|
| パワーとり | • この設例では、以下のとおり判断される。 |
| ターンの関 | (1) 投資先に対する意思決定権限の範囲 |

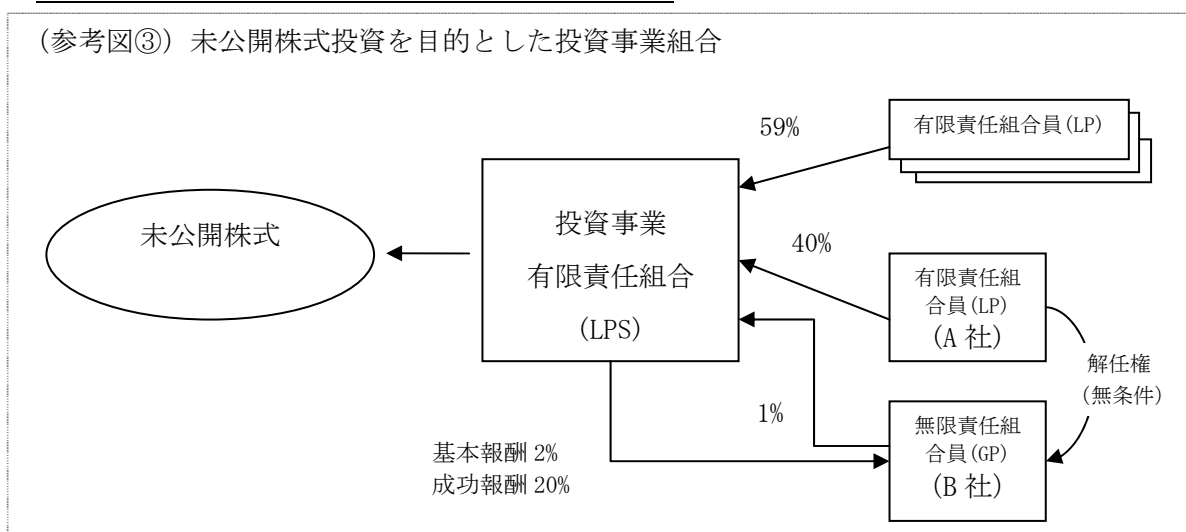
²⁰ 本設例に関する支配の評価に関する分析は 10 及び 11 ページ参照。

連（代理人 の評価）	<p>物件の売却のための主要な条件はあらかじめ契約で定められているものの、その他の意思決定はAMに一任されており、AMの意思決定権限の範囲は広範にわたる。</p> <p>(2) 他の当事者が保有している権利（解任権など） 解任権は設定されていない。</p> <p>(3) 報酬契約に従って得る権利のある報酬 AMは、提供サービスに見合った管理報酬を匿名組合から得ており、この設例では一般的な条件・金額である。</p> <p>(4) 投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャー AMは、匿名組合に対して出資を行っていない。</p>
結論	<p>この設例では、AMの投資意思決定に関する意思決定権の範囲、報酬水準及び他の関与より生じるリターンの変動性に対するエクスポージャーの状況から、AMは代理人であると判断される。</p>

識別された検討を要する事項

- (1) 投資先に対する意思決定権限の範囲について、我が国のアセット・マネジャーに関する助言契約は意思決定権限の範囲に含まれるか（11 ページ 識別された検討を要する事項(2)参照）。
- (2) 報酬契約に従って得る権利のある報酬について、提供するサービスに見合っているか、及び独立第三者間取引条件といえるかをどのように判断するか。

設例 3：未公開株式投資を目的とした投資事業組合



(組成の目的・経緯)

A社は、B社と連携して、未公開株式投資を目的とした投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）を組成し、投資家に対して未公開株式への投資機会を提供するとともに、自らも出資を行う。

(前提)

- A) B社は、A社と連携して、未公開株式投資を目的としたLPSを組成する。
- B) B社は、LPSの無限責任組合員（GP）となり、ファンド・マネジャーとして投資家を募集する。また、組合に対して1%のGP出資を行う。
- C) A社は、有限責任組合員（LP）として、LPSに対して40%の出資を行う。
- D) 上記のほか、A社及びB社とは関係のない複数の投資家（互いに独立しており、個々の保有比率は5%以下で、合計で59%である。）がLPとして参加している。
- E) LPSの業務執行権は、B社（GP）が有する。
- F) 組合契約上、A社は、単独でB社（GP）を無条件で解任することができる²¹。
- G) 組合契約上、B社（GP）は、投資先を自己の裁量で選択し、投資及び売却することができる。
- H) B社（GP）は、提供サービスに見合った以下の管理報酬をLPSから得る。
 - ◇ 運用資産総額に対して、年2%
 - ◇ 組合の利益が一定額を超過した場合の超過額の20%（成功報酬）

設例3に関する分析（LPSに対する支配（B社が代理人かどうかの判断を含む）の検討）

関連性のあ る活動の識 別	<ul style="list-style-type: none">● この設例では、LPSの変動リターンは、投資からのリターン（資本増価又は配当等）である。● この設例では、関連性のある活動は投資先の選定と売却に関する活動であると判断される。
パワーの評 価	<ul style="list-style-type: none">● B社（GP）は、投資先を自己の裁量で選択し、投資及び売却することができるため、LPSの関連性のある活動を指図する能力は、B社（GP）が有している。● A社は単独でB社を無条件で解任できる権利を有しており、この設例では実質的な権利と判断される。

²¹ どのような権利が実際に無条件の解任権となり得るか、また、契約において設定された解任権が無条件で行使され得るかは、法的な解釈・判断が必要であると考えられる。なお、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年6月3日法律第90号）第16条においては、無限責任組合員の解任権の定めは民法第672条が準用されており、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によって解任することができることとされている。

	<ul style="list-style-type: none"> 以上より、この設例では、A社がパワーを有していると判断される。
リターンの評価	<ul style="list-style-type: none"> 投資先からの配当収入、投資先の売却による収入は、投資先の信用リスク、投資の価値変動リスクに晒されており、変動リターンである。 A社、B社ともに、このエクスポージャーに晒されている。
パワーとリターンの関連（代理人の評価）	<ul style="list-style-type: none"> この設例では、以下のとおり判断される。 <ol style="list-style-type: none"> 投資先に対する意思決定権限の範囲 B社は投資に関する広範な意思決定権を有している。 他の当事者が保有している権利（解任権など） A社はB社を単独で無条件で解任権できる権利を有しており、実質的な権利である。 報酬契約に従って得る権利のある報酬 B社の受け取る報酬は提供サービスに見合っている。 投資先に対して保有している他の関与により生じるリターンの変動性に対する意思決定者のエクスポージャー B社はLPSに対してGP出資を1%のみ行っており、リターンの変動性に対するエクスポージャーは、B社が本人と判定されるほど大きくない。 A社は、LPSに対してLP出資を40%行っており、リターンの変動性に対するエクスポージャーは、A社が本人と判定される程度の重要性がある。
結論	<p>この設例では、A社のB社（GP）に対する解任権の状況やLPSに対するリターンの変動性に対するエクスポージャー等から、A社がLPSを支配しており、B社（GP）はA社の代理人であると判断される。</p>

識別された検討を要する事項

- 解任権は、契約によって権利の内容が異なり、どのような権利が検討の対象となり得るか。
- 契約上で解任権が定められていても、行使を制限する他の取決めが存在する場合には当該解任権が実質的な権利となるかどうかをどのように判断するか。また、他の取決めが存在しなくても、事実上行使が制限されている場合にはどのように判断するか。
- GPの意思決定権限の範囲について、組合契約等によりGPが選択できる投資先の範囲があらかじめ制限されている場合があるが、当該制限がどの程度であれば、GPが代

理人（又は本人）であることが示唆されるか。

3. 会社に準ずる事業体について（組合及び信託の取扱い）

論点

24. 専門委員会では、論点整理において、会社以外でどのような企業が連結対象となるかについて、特に、組合及び信託に関する検討を行った。

論点整理第 36 項においては、組合は、法人格はないものの、連結会計基準において会社に準ずる事業体として明示されていることから、連結対象となり得る企業に含まれると解されている²²としている。また、信託²³は、財産管理の制度としての特徴も有しており、通常、会社に準ずる事業体に該当するとはいえない（実務対応報告第 23 号 Q2 の A3）と解されているとしている。その上で、これらは、経済的な機能が類似している場合も少なくないが、組合であるか信託であるかによって、出資者又は受益者の会計処理が異なる場合があることから、今後、これらの取扱いができるだけ整合するよう見直していくことが考えられるとしている。

25. 論点整理後の検討において、組合及び信託を会社に準ずる事業体と捉えるかどうかの判断について、専門委員会で以下の 2 つの案を検討した。

(1) 資産の共有と同様に、出資者又は受益者が、組合財産又は信託財産の持分割合を直接保有する資産（及び負債）である場合（持分が質的に単一である場合）、個別財務諸表上、実態に即して総額法により会計処理する。この場合、個別財務諸表上、「会社に準ずる事業体」への間接的な投資と捉えておらず、自らが当該財産を直接保有しているため、連結財務諸表上も、組合又は信託を「会社に準ずる事業体」とは捉えない。

(2) 資産の共有とは異なり、以下の①から③のように、出資者又は受益者が組合財産又は信託財産の持分割合は直接保有する資産（及び負債）とはみなせない場合、（会社への出資と同様に）「会社に準ずる事業体」への投資と捉えられるため、個別財務諸

²² 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」第 28 項においては、子会社又は関連会社の範囲に含まれる企業として、投資事業組合他が該当するとしており、実務対応報告第 20 号 Q1 の A においては、投資事業組合は、一般に、投資事業有限責任組合契約に関する法律による投資事業有限責任組合や、民法上の任意組合（民法第 667 条以下）、商法上の匿名組合（商法第 535 条以下）として組成されているとしている。

²³ ここでの信託は、委託者が当初受益者となるもの（いわゆる自益信託）を前提としている（実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 23 号」という。）脚注 1）。

表上、実態に即して純額法により会計処理する。したがって、連結財務諸表上も、組合又は信託を「会社に準ずる事業体」と捉える。

- ①組合や信託の財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことが困難な場合（例えば、優先劣後や損益分配比率が出資額に比例していないときのように、質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により出資者又は受益者が複数となる場合）
- ②単なる資金運用に過ぎない場合
- ③持分が質的に単一である場合であっても、共同事業性に乏しい場合（業務執行の決定を一部の出資者のみが行うような場合）

IFRS 第 10 号における取扱い

26. IFRS 第 10 号においては、親会社は、「1 つ又は複数の企業を支配している企業」と定義され、また、子会社は、「他の企業に支配されている企業」と定義されており（IFRS 第 10 号 付録 A）、どのような企業が子会社となり得るかは明示されていない。しかし、改訂前の IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」（2008 年修正）においては、子会社の定義の中で、パートナーシップ等の法人格のない事業体を含むとされており、IFRS 第 10 号においても同様にパートナーシップ等の法人格のない事業体は子会社の範囲に含まれるとされている。

検討状況

27. IFRS 第 10 号公表（平成 23 年（2011 年）5 月）以降、会社に準ずる事業体に関する論点についての検討は進められていない。

Ⅲ. 資産の流動化に関する会計基準等の見直し

28. 我が国における会計基準においては、資産を流動化するために、特別目的会社に対して金融資産を譲渡した場合、当該金融資産の消滅の可否は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）における金融資産の消滅の認識に関する定めに基づいて判断される。また、資産を流動化するために、特別目的会社に対して不動産を譲渡した場合、不動産の消滅の認識の可否は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「不動産流動化実務指針」という。）に基づいて判断される。

資産の譲渡先の特別目的会社を、資産を譲渡した会社の連結範囲に含めるべきか否かは、連結会計基準に基づいて判断される。したがって、特別目的会社を利用して流動化した資産が、資産を譲渡した会社の連結財務諸表に引き続き計上されるかどうかは、対象資産の消滅の認識の判断と、当該特別目的会社を連結範囲に含めるかどうかの判断が必要となる。

29. 論点整理においては、特別目的会社の連結範囲に関する取扱いを検討していく中で、特別目的会社の連結範囲と、資産の消滅の認識要件は別のものであると考えられること、また、当時、消滅の認識については国際的な会計基準でも検討が見込まれていた項目であったことから、資産の消滅の認識の会計処理は、当面の間、既存の会計基準等に従って行うことが考えられるとしていた。
30. しかし、論点整理に対して、特別目的会社の連結範囲と、資産の消滅の認識要件に関する議論は同時になされるべきであるとのコメントが寄せられたことから、専門委員会ではその後、金融資産の消滅の認識及び不動産の流動化についても合わせて検討を行うこととした。
31. 以下では、金融資産の消滅の認識及び不動産の流動化に関する専門委員会におけるこれまでの検討状況を取りまとめている。

■ 金融資産の消滅の認識に関する取扱い

論点

32. 金融資産の消滅の認識については、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）の認識中止モデルに対し、様々な問題点が指摘されていたことから、2009 年 3 月に IASB から公開草案「認識の中止」（以下「認識中止公開草案」という。）が公表されるなど、改訂の検討が進められていた。しかし、IASB と FASB との MoU プロジェクト全体の優先順位の見直しの中で、2010 年 6 月において、当面の間は検討を進めないこととされた。この結果、IAS 第 39 号の定めがそのまま IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に引き継がれている。
33. IFRS 第 9 号では、金融資産の一部の認識を中止する場合、認識中止の単位としては、①金融資産の具体的に特定されたキャッシュ・フローのみで構成される単位（例：債権の金利ストリップ）、②金融資産の完全に比例的な持分のみで構成される単位、又は①と②の組み合わせで構成される単位のみが認められていることから、優先劣後構造を有する場合の優先部分のみに対して認識中止の判定を行うことは認められていない²⁴。

²⁴ 米国基準では、旧財務会計基準書（SFAS）第 166 号「金融資産の譲渡に関する会計処理—SFAS 第 140 号の改訂」（現 FASB-ASC Topic860）の導入により、金融資産の一部を譲渡する際に売却

34. 一方、金融商品会計基準においては、優先劣後構造を有する場合の優先部分のみを譲渡した場合でも優先部分の消滅の認識は認められることから、国際的な会計基準よりも、金融資産の消滅を認識できる場合が多く、これを懸念する意見²⁵が聞かれる。
35. 当委員会では、金融資産の消滅の認識の会計基準について、主に認識中止公開草案の検討を行ってきたが、第32項のとおり IFRS において現行モデルが維持されたことから、IFRS 第10号の公表前において、仮に現行の IFRS 第9号（IAS 第39号）の認識中止モデルの考え方を我が国に取り入れた場合に生じ得る論点について検討を行った。

我が国の会計基準における取扱い

36. 金融商品会計基準では、金融資産の譲渡に係る支配の移転について、財務構成要素アプローチが採用され、具体的には、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の3要件がすべて満たされる場合とされている（同第9項）。
- (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
 - (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと
37. さらに、金融資産の譲受人が次の要件を充たす会社、信託又は組合等の特別目的会社の場合には、当該特別目的会社が発行する証券の保有者を当該金融資産の譲渡人とみなす²⁶とされている。（金融商品会計基準第9項脚注4）
- (1) 特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた金融資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の保有者に享受させることを目的として設立されていること
 - (2) 特別目的会社の事業が、(1)の目的に従って適正に遂行されていると認められること
38. 金融資産の消滅の認識に係る開示に関しては、ローン・パーティシペーションに関して一定の開示が求められている他は、特段求められてない。

処理できるのは、金融資産の一部が参加持分に該当する場合に限定されている。参加持分は金融資産全体の比例的な所有持分とされているため、IFRS と同様に優先劣後構造を有する場合の優先部分のみを譲渡した場合には認識中止が認められていない。

²⁵ この他に、財務構成要素アプローチのもとでは、譲渡した部分のキャッシュ・フローの見積りなどの計算が複雑であることから、この点を財務構成要素アプローチへの懸念として指摘する意見もある。

²⁶ この要件は特別目的会社の連結に関する特則の要件と同様であり、個別財務諸表上、特別目的会社の取扱いの要件を満たす特別目的会社に対して金融資産の譲渡を行い、金融資産の消滅を認識した場合、譲受人である特別目的会社は譲渡人の子会社に該当しないと推定される。

IFRS における取扱い

39. IFRS 第 9 号のもとでは、金融商品の譲渡時において、そのすべてを認識中止するためには、当該金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を移転しているか、もしくは当該金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持しておらず、かつ当該資産に対する支配を保持していないことが求められる。また、当該金融資産のほとんどすべてのリスクと経済価値を保持しておらず、かつ当該資産に対する支配を保持している場合には、継続的関与を有している範囲内で当該金融資産の認識を継続することとされている。これらの検討は、すべての譲渡先の企業の連結の要否を判定した上で行うこととされている。
40. また、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）において、全体の認識を中止していない金融資産や、認識を中止した金融資産に対して譲渡人が有する継続的関与について、詳細な開示が求められている（IFRS 第 7 号第 42A 項以下）。

検討の過程で示された主な懸念

41. 検討の過程では IFRS 第 9 号の認識中止モデルに対し、主に以下の懸念が示された。
- (1) 実務では金融商品はリスクごとに細分化して取引が行われており、IFRS 第 9 号の認識中止モデルでは取引実態を適切に反映しない可能性がある。
 - (2) IFRS 第 9 号の認識中止モデルは様々な概念（リスクと経済価値、支配、継続的関与）を組み合わせた上で、特定の順序に従って認識中止の判断を求めるなど、基準内で整合性が取れておらず、複雑である。
 - (3) 「ほとんどすべてのリスクと経済価値」が移転したかどうかを判断（ほとんどすべてのリスクと経済価値が移転したかどうかは定性的な判断のみで足りるか、定量的な判断が必要とされるかなど）するための指針が十分ではない。

■ 不動産の流動化に関する取扱い

論点

42. 我が国では、特別目的会社に対する不動産の流動化取引についてはリスク・経済価値アプローチが採用されており、不動産流動化実務指針において、不動産の譲渡時の適正な価額（時価）に対するリスク負担の金額の割合がおおむね 5% の範囲内であれば、リスクと経済価値がほとんどすべて移転したものとするような、リスクのみに焦点を当てた具体的な数値基準が示されている。これは、不動産流動化実務指針の設定当時の経済環境においては、不動産価格の下落リスクが顕在化しており、不動産流動化によ

る売却処理を行うための根拠としてのリスクの移転に係る判断等について、必ずしも明確にはなっていないことに対処したものとされている。

43. この数値基準に対しては、不動産の譲渡人が譲渡した不動産の経済価値のほとんどすべてを移転していなくても、不動産の売却処理が可能となっているのではないかという意見や、数値基準がルールベースとなっているのではないかという意見が聞かれている。
44. 国際的な会計基準においても、不動産の認識中止については我が国と同様にリスク・経済価値アプローチが採用されているが、我が国のようなリスクのみに焦点を当てた数値基準は定められていない。
45. また、IASB 及び FASB において現在進行中の収益プロジェクトにおいては、通常の活動からのアウトプットではない非金融資産の移転について、検討中の収益認識に関する会計基準における支配に関する要求事項を適用することが検討されている。

我が国の会計基準における取扱い

46. 不動産流動化実務指針第 7 項では、不動産の譲渡後において譲渡人が当該不動産に継続的に関与している場合には、リスクと経済価値が他の者に移転していない可能性があるため、継続的関与の内容について十分に検討する必要があるとされており、譲渡人が継続的に関与している場合の具体例が示されている。また、同第 13 項において、流動化する不動産の譲渡時の適正な価額（時価）に対するリスク負担の金額の割合がおおむね 5% の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転しているものとして取り扱うこととされているが、経済価値については特段の定めはない。
47. このほか、不動産流動化実務指針第 12 項では、不動産の流動化が、譲渡人の子会社に該当する特別目的会社を譲受人として行われている場合には、譲渡人は売却処理を行うことができない²⁷とされている。

国際的な会計基準における動向

48. 現行の国際的な会計基準においては、不動産の認識中止については、IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 40 号「投資不動産」（以下「IAS 第 40 号」という。）において、物品の販売からの収益を認識するための IAS 第 18 号「収益」（以下「IAS 第 18 号」という。）の規準を適用する^{28 29}こととされている。

²⁷ この場合、個別財務諸表においても売却処理は認められていない。

²⁸ IAS 第 18 号第 14 項では、物品の販売からの収益は、次の条件すべてが満たされたときに認識

49. IASB は、平成 23 年（2011 年）11 月、再公開草案「顧客との取引から生じる収益」（以下「収益公開草案」という。）を公表した³⁰。収益公開草案では、顧客との取引から生じる収益の認識について支配の考え方を採用しており、企業の通常の活動からのアウトプットではない非金融資産の移転においても、当該資産の認識中止時点及び関連する損益を含む対価の決定のために、収益認識のモデルを適用することが提案され、最終基準化の方向にある³¹。
50. 収益公開草案の提案では、収益認識の具体的なガイダンスとして、一時点で充足されると判断された履行義務の場合には、履行義務を充足する時点を決めるために、収益公開草案における支配に関する要求事項³²を考慮し、さらに以下の指標を考慮することが求められる（収益公開草案第 37 項）。
- (1) 企業が資産について支払いを受ける現在の権利を有している。
 - (2) 顧客が資産の法的所有権を有している。
 - (3) 企業が資産の物理的占有を移転した。
 - (4) 顧客が資産の所有に伴う重要なリスクと経済価値を有している。
 - (5) 顧客が資産を検収した。

検討状況

51. IFRS 第 10 号公表（平成 23 年（2011 年）5 月）以降、資産の流動化に関する会計基準に関する論点についての検討は進められていない。

以 上

しなければならないとされている。

- (a) 物品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値を企業が買手に移転したこと
- (b) 販売された物品に対して、所有と通常結び付けられる程度の継続的な管理上の関与も実質的な支配も企業が保持していないこと
- (c) 収益の額を、信頼性をもって測定できること
- (d) その取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- (e) その取引に関連して発生した又は発生する原価を、信頼性をもって測定できること

²⁹ ただし、IAS 第 40 号において IAS 第 17 号「リース」を適用することとされている場合を除く。

³⁰ FASB も同時期にほぼ同内容の公開草案を公表している。なお、IASB のワークプラン（2013 年 3 月現在）では、2013 年第 2 四半期に最終基準を公表することが予定されている。

³¹ 2013 年 2 月の IASB 会議において、ほぼ公開草案通りの内容とすることで暫定決定されている。

³² 顧客との契約に買戻し契約が含まれている場合の考慮を含む（収益公開草案第 33 項）。